

平成 30 年度税制改正 2

(特例事業承継税制について)

特例事業承継税制の適用を受けるための贈与から相続までの流れ

1. 「承継計画」を都道府県に提出する

特例事業承継税制による贈与税又は相続税の納税猶予は、原則として平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに、会社が認定計画革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成した「承継計画」を都道府県に提出した場合に限って適用を受けることができます。

2. 「承継計画」の提出前に先代経営者が死亡した場合

「承継計画」を提出していなかったとしても、平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの期間に先代経営者が死亡した場合には、死亡後に一定の手続きをすることによって特例事業承継税制の適用を受けることができます。また、この期間内に贈与した後に「承継計画」を提出することも認められます。

3. 適用を受けるには一定の要件を満たす必要がある

特例事業承継税制の適用を受けるには、会社が「中小企業であること」「風俗営業をしていないこと」「資産管理会社でないこと」など一定の要件を満たしていなければなりません。

また、先代経営者は「代表者であった時点」と「贈与又は相続の時点」の両方において、「同族関係者で発行済議決権株式総数の過半数の議決権を有し、かつ同族関係者の間で筆頭株主でなければならない」などの要件があります。後継者についても、贈与の場合には「20 歳以上でかつ役員に就任してから 3 年以上経過」しており、「贈与時点で代表権を有していること」などの要件を満たさなければ適用を受けることができません。

4. 「承継計画」未提出で平成 35 年 4 月 1 日以後に先代経営者が死亡した場合

「承継計画」を提出期間内に提出しないまま、平成 35 年 4 月 1 日以後に先代経営者が死亡した場合には、特例事業承継税制の適用を受けることができません。この場合、一定の要件をすべて満たしていれば、現行の事業承継税制で、発行済議決権株式総数の 3 分の 2 までの株式について納税猶予を受けることができますが、対象となる株式の評価額の 80%に対応する相続税額のみが猶予の対象となり、残りの部分に対応する相続税額は原則として相続税の申告期限までに納付しなければなりません。

5. 「承継計画」を提出した場合も平成 39 年 12 月 31 日までに贈与しなければならない

平成 35 年 3 月 31 日までに計画を提出した場合には、特例事業承継税制の適用の権利を手に入れたこととなります。ただし、平成 39 年 12 月 31 日までに非上場株式等を後継者に贈与しなければ特例事業承継税制の適用権利を喪失することとなります。

また「承継計画」を提出していれば、平成 35 年 4 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に、先代経営者が後継者に非上場株式等を贈与する前に死亡しても、特例事業承継税制による相続税の納税猶予の適用を受けることができます。